

平成 26 年度第 2 回文京区特別職報酬等審議会の要旨

1 日時

平成 27 年 2 月 13 日（金） 午後 6 時から午後 7 時まで

2 会場

文京シビックセンター16 階 庁議室

3 出席者

【委員】

岩井隆委員、鷹田芳郎委員、雨宮由卓委員、齋藤修委員、春名正昭委員、岡田伴子委員、吉川豊委員、藤村慎也委員、宮内秀一委員
(二瓶紀子委員は欠席)

【事務局】

総務部長、総務課長、庶務課長

4 配付資料

文京区特別職報酬等審議会委員名簿

資料第 1 号 文京区特別職報酬等審議会条例

資料第 2 号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

資料第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う
新「教育長」の設置について

参考資料 新「教育長」の給料月額の見直しについて 事務局案
答申案について

5 会議の概要

(1) 今回の審議内容について・・・総務課長説明

(2) 資料説明

資料第 3 号・・・庶務課長説明

【主な質疑】

委員 教育委員 5 名の立場は。

事務局 学識経験者 2 名、弁護士 1 名、保護者 1 名、教育長 1 名となっている。

委員 教育委員長の立場は。

事務局 元大学教授である。

委員 現行法だと教育長は教育委員会が任命するということか。また、教育長と教育委員長を兼ねることはあるか。

事務局 教育委員長は現行法上、教育長以外の委員が務めることが想定されている。

委員 当審議会の所掌は報酬のみということか。

事務局 制度自体は法律で定められているため、新たな教育長の報酬についてご審議いただきたい。まずは、審議の前提となる役割、制度がどう変わるのかをご理解いただくために説明している。

委員 総合教育会議は区長と教育委員全員が出席するのか。

事務局 通常は全員出席が想定される。緊急の場合は、教育委員の参集が難しいため、区長と教育長のみでの出席も考えられなくはない。

委員 総合教育会議と教育委員会はどう違うか。

事務局 教育委員会の役割は今までと変わらない。教育委員会の会議とは別に総合教育会議ができる。総合教育会議の協議・調整事項としては、①教育行政の大綱の策定②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等が想定されている。

委員 新たな教育長となり、責任範囲は拡大するが、業務量は多少増える程度という認識でよいか。

事務局 自治体により委員長の業務量には差がある。本区の場合、あいさつ、視察等の様々な場面、現場でかなり働いていただいている。

(3) 事務局案の説明・・・総務課長

【主な質疑】

委員 現行教育長の給料はいくらか。

事務局 給料月額で 865,000 円となる。

委員 簡単に言うと、教育委員長の役割は 58,000 円分ということによいか。

事務局 教育長の仕事に教育委員長の仕事加わることになる。教育委員長の仕事を金額で示すことは難しいが、教育委員との違いがどこかとの視点で考えた時には、58,000 円という数字になる。

委員 教育長と教育委員長の仕事は別であって、バッティングはないか。

事務局 教育長は教育委員会の事務の責任者としての役割と、教育委員会の会議の場で教育委員としての役割がある。教育委員会の中で、教育委員の一人としての仕事にはバッティングはあるが、通常の業務においてははない。

委員 職務権限が増えることによって給料が増えるのは領けらると思う。その意味ではC案はとれないのではないかと。B案について、ナンバー2の副区長と同じとなると、権限が同じになると誤解が生じてしまうのではないかと。A案は合理性がありいい考えだと思ふ。

委員 A案は分かるが、B案を出したいきさはなんなのか。

事務局 業務量を数字にするのは難しい面がある。現在存在している数字からどのような案がお示しできるか考え、一つの例としてお示した。

委員 A案が妥当ではないか。B案の副区長と同じはいかがなものか。

委員 区の支出する金額はどう変わるのか。

事務局 教育長の給料が増え、その分教育委員長が居なくなるため、給料と報酬という性質の違いはあるが、全体でみると月額報酬は同じ。区が支出する総額では、期末手当 273,325 円のみ増えることになる。

委員 新教育長の任期は。

事務局 任期は3年。教育委員はこれまで通りの4年である。

委員 副区長と教育長は立場が異なると思うが、B案の算定根拠は何か。

事務局 どういう数字がお示しできるか考えたとき、A案とC案はすぐ出てきた。二つだけ示すよりも、もう一つ違った案が示せないかと考え、今存在している特別職の給料月額を一つの考え方としてお示しした。

委員 副区長と教育長の職責が同じと考えているのか。

事務局 あくまでこの場で議論していただくための素材としてお示しした。区長部局と教育局の職員数、職務内容の範囲などから同じとは言えないものと考えている。

委員 A案とB案は差がありすぎるのでは。

委員 A案でも期末手当は増えるので、月額に割り返すと2万数千円程度がさらに増えるということでしょうか。

事務局 お見込みのとおり。

委員 従来の教育長と教育委員長の職務が一本化され、事務執行だけでなく代表としての責任を1人で担うことになるため、期末手当の増額はその責任に報いるという意味で適当だと思う。

会長 委員全体の意見としてまとめると、現行の教育委員長の月額報酬と教育委員の月額報酬の差額分を、現行の教育長の給料月額に加えるA案で一致ということでしょうか。

全員 異議なし

(3)-2 答申案について説明・・・総務課長

会長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆さんに送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全員 異議なし

(3)-3 事務局からの事務連絡・・・総務課長

事務局 教育長の給与改定については、議会の議決を得る必要がある。現在区議会が開催されているので、本定例議会に条例案を上程したいと考えている。また、今回の答申は、区のホームページ及び3月25日号の区報に掲載し、周知を図りたい。

会長 事務局の説明の手順で異論がないようなので、以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

—終了—